9

令和８年６月定例会

議案関係資料

番　　号	件　　名	ページ
議案第２９号 ～第４１号	中札内村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	1～2
議案第４２号	中札内村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	3～23
議案第４３号	町の区域の変更について	24
議案第４８号	財産の取得について	25
議案第４９号	財産の取得について	26～28
議案第５０号	財産の取得について	29
議案第５１号	工事請負契約の締結について	30～33

資料（議案第29号～議案第41号）　中札内村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案番号	住所（字）	氏名	生年月日	年齢	性別	職業	候補者決定事由	任命要件	期数
29	中札内村新生東１線225番地3	イワサキ　タケシ 岩崎　剛史	S49年1月15日	52	男	農業	畑作経営者。誠実な性格と堅実な仕事ぶりから地域の信頼があり、農業経験が豊富で農業事情にも精通している。農業委員として適任である。 【村内全域推薦】	認　定 農業者等	新
30	中札内村中戸蔦東６線133番地７	シバタ　トシヒロ 柴田　稔博	S45年6月5日	55	男	農業	畑作経営者。社交的な性格で人望も厚く、地域のリーダー的存在であり、農業経験が豊富で農業事情にも精通している。農業委員として適任である。 【村内全域推薦】	認　定 農業者等	1期
31	中札内村西戸蔦東３線149番地２	ハマノ　ユウジ 濵野　裕二	S39年2月9日	62	男	農業	畑作経営者。現農業委員として知見を有しており、農業経験が豊富で農業事情にも精通している。農業委員として適任である。 【村内全域推薦】	認　定 農業者等	1期
32	中札内村共栄東３線144番地41	タオダ　タカシ 垰田　隆志	S 38年10月22日	62	男	農業	畑作経営者。温厚な人柄から人望も厚く、農業経験が豊富で農業事情にも精通している。農業委員として適任である。 【村内全域推薦】	認　定 農業者等	2期
33	中札内村東１条南５丁目２番地	サトウ　ミツタカ 佐藤　充孝	S45年4月24日	56	男	農業	畑作経営者。現農業委員で温厚な人柄から人望が厚く、また農業経験が豊富で農業事情にも精通している。農業委員として適任である。 【村内全域推薦】	認　定 農業者等	1期
34	中札内村西札内56番地13	ミズサキ　カツヒデ 水崎　勝秀	S35年7月5日	65	男	農業	酪農経営者。現農業委員として知見を有しており、温厚な人柄から人望も厚く、農業経験が豊富で農業事情にも精通している。農業委員として適任である。 【村内全域推薦】	認　定 農業者等	2期
35	中札内村元更別東３線331番地14	モリ　ヨシツグ 森　淑嗣	S49年5月23日	52	男	農業	酪農経営者。明るく社交的、地域でもリーダー的存在であり、農業経験が豊富で農業事情にも精通している。農業委員として適任である。 【村内全域推薦】	認　定 農業者等	新

議案番号	住所（字）	氏名	生年月日	年齢	性別	職業	候補者決定事由	任命要件	期数
36	中札内村大通北１丁目３番地２	ヤマグチ　キミオ 山口　公雄	S29年3月29日	72	男	臨時職員	周囲から信頼され、地域の農業事情に精通しており、これまでの知識と経験を活かして活躍が見込まれることから農業委員として適任である。 【村内全域推薦】	農業委員会所掌事項に利害関係を有しない者	1期
37	中札内村西札内２番地100	スズキ　セイコ 鈴木　聖子	S40年2月10日	61	女	無職	温厚な人柄から人望も厚く、農業経験が豊富で農業事情にも精通している。女性の立場を代表して農業委員として適任である。 【村内全域推薦】	農業委員会所掌事項に利害関係を有しない者	1期
38	中札内村南常盤東２線292番地24	オオシマ　カツヒト 大島　克仁	S51年1月21日	50	男	農業	畑作経営者。強い責任感とリーダーシップで地域を牽引する存在であり、農業経験が豊富で農業事情にも精通している。農業委員として適任である。 【村内全域推薦】	認　定 農業者等	1期
39	中札内村常盤西１線280番地６	カモ　ノブヤス 加茂　円裕	S40年1月1日	61	男	農業	畑作経営者。地域の特色や特性を理解し、温厚な人柄で地域でも信頼されており、農業経験が豊富で農業事情にも精通している。農業委員として適任である。 【村内全域推薦】	認　定 農業者等	1期
40	中札内村協和東５線256番地11	ウチダ　マサキ 内田　正樹	S44年7月13日	56	男	農業	畑作経営者。堅実で計画的な仕事ぶりは地域でも信頼されており、農業経験が豊富で農業事情にも精通している。農業委員として適任である。 【村内全域推薦】	認　定 農業者等	1期
41	中札内村栄東１線338番地7	シマダ　ヒロユキ 島田　浩幸	S43年6月21日	57	男	農業	畑作・畜産経営者。明るく社交的で、責任感も強く地域でもリーダー的存在であり、農業経験が豊富で農業事情にも精通している。農業委員として適任である。 【中札内村農業協同組合推薦】	認　定 農業者等	新

中札内村国民健康保険税条例の改正概要について

凡　例
【第○条】：中札内村国民健康保険税条例（新）
法　：地方税法
令　：地方法施行令

（１）子ども・子育て支援納付金の保険税率について
【第２条第５項、第９条の４から第９条の７関係】
○子ども・子育て支援納付金課税額の設定
※法第 703 条の４
施行日：令和８年４月１日

区分	税率
均等割	1,100 円
（18 歳未満）	（1,000 円）
世帯別平等割	1,000 円
所得割	100 分の 0.29
賦課限度額	３万円

（２）賦課限度額の引き上げについて
【第２条第２項及び第５項関係】
○令改正にあわせて改正
・医療分の賦課限度額を 66 万円から 67 万円に引き上げる。
・子ども分の賦課限度額を３万円とする。
※法第 703 条の４及び令第 56 条の 88 の２
施行日：令和８年４月１日

区分	R7 年度までの賦課限度額	R8 年度からの賦課限度額	増加（額）
医　療　分	66 万円	67 万円	１万円
後期高齢者支　援　分	26 万円	26 万円	０万円
介　護　分	17 万円	17 万円	０万円
子ども・子育て分	－	３万円	３万円
合　　計	109 万円	113 万円	４万円

（３）減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直しについて

【第 23 条関係】

○令改正にあわせて改正

・５割軽減及び２割軽減の所得判定基準を下記のとおり改正する。

※法第 703 条の５及び令第 56 条の 89

施行日：令和８年４月１日

軽減割合	世帯主とその世帯の被保険者の前年の総所得金額	
	R7 年度まで（現行）	R8 年度から（改正）
７割	43 万円 ＋10 万円×(給与所得者等の数-1)	変更なし
５割	43 万円＋(被保険者数×30.5 万円) ＋10 万円×(給与所得者等の数-1)	43 万円＋(被保険者数×31.0 万円) ＋10 万円×(給与所得者等の数-1)
２割	43 万円＋(被保険者数×56.0 万円) ＋10 万円×(給与所得者等の数-1)	43 万円＋(被保険者数×57.0 万円) ＋10 万円×(給与所得者等の数-1)

（４）保険税率（所得割）について

①【第３条、第６条、第８条及び第９条の４関係】

○令和 12 年度北海道標準統一保険料率に向けた改正

・被保険者に係る基礎課税額（医療分）、被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額（後期高齢者支援分）及び介護納付金課税被保険者（介護分）に係る所得割額を以下のとおり引き上げ、被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額（子ども・子育て分）に係る所得割額を以下のとおり新設する。

※※法第 703 条の４

施行日：令和８年４月１日

区分	R7 年度までの所得割（率）	R8 年度からの所得割（率）	増加（率）
医　療　分	100 分の 5.30	100 分の 5.80	100 分の 0.50
後期高齢者支　援　分	100 分の 2.10	100 分の 2.25	100 分の 0.15
介　護　分	100 分の 1.20	100 分の 1.35	100 分の 0.15
子ども・子育て分	－	100 分の 0.29	100 分の 0.29
合　　計	100 分の 8.60	100 分の 9.69	100 分の 1.09

（参考）

区分		R7 年度	R8 年度（案）	標準保険料率
医療分	所得割	5.30%	5.80%	8.17% (8.20%)
	均等割	24,000 円	24,000 円	28,269 円 (27,777 円)
	平等割	29,000 円	29,000 円	27,829 円 (27,075 円)
支援分	所得割	2.10%	2.25%	2.52% (2.68%)
	均等割	9,000 円	9,000 円	9,307 円 (9,422 円)
	平等割	11,000 円	11,000 円	9,163 円 (9,352 円)
介護分	所得割	1.20%	1.35%	2.05% (2.06%)
	均等割	18,000 円	18,000 円	9,380 円 (9,344 円)
	平等割	—	—	7,320 円 (7,374 円)
子ども分	所得割	—	0.29%	0.29% (—%)
	均等割	—	1,100 円	1,100 円 (—円)
	18 歳未満	—	1,000 円	1,000 円 (—円)
	平等割	—	1,000 円	1,000 円 (—円)
合計	所得割	8.60%	9.69%	13.03% (12.94%)
	均等割	51,000 円	52,100 円	48,056 円 (46,543 円)
	平等割	40,000 円	41,000 円	45,312 円 (44,801 円)

※（　）内は令和７年度に示された保険料率

中札内村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

中札内村国民健康保険税条例（昭和６０年条例第１６号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（課税額） 第２条　前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。 （１）　基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する**国民健康保健事業**に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による**国民健康保健事業**費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、道の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）**及び介護保険法**（平成９年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）＿＿＿	

世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が26万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、26万円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）

第３条　前条第２項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の２第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第２項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の5.30を乗じて算定する。

２　（略）

第４条　削除

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額）

第５条　（略）

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額）

第５条の２　第２条第２項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

（１）　特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第６条第８号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同

世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が26万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、26万円とする。

４　（略）

５　第１項第４号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の４第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が３万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、３万円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）

第３条　前条第２項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の２第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第２項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の5.80を乗じて算定する。

２　（略）

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額）

第４条　（略）

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額）

第５条　第２条第２項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

（１）　特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第６条第８号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同

じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後５年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、**第７条の３及び第15条**第１項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後５年を経過する月の翌月から特定月以後８年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第３号、**第７条の３及び第15条**第１項において同じ。）以外の世帯　29,000円

（２）・（３）　（略）

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）

第６条　第２条第３項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.10を乗じて算定する。

第７条　削除

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額）

第７条の２　（略）

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額）

第７条の３　（略）

（介護納付金課税被保険者に係る所得割額）

第８条　第２条第４項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.20を乗じて算定する。

じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後５年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、**第７条の２、第９条の７及び第23条**第１項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後５年を経過する月の翌月から特定月以後８年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第３号、**第７条の２、第９条の７及び第23条**第１項において同じ。）以外の世帯　29,000円

（２）・（３）　（略）

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）

第６条　第２条第３項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.25を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額）

第７条　（略）

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額）

第７条の２　（略）

（介護納付金課税被保険者に係る所得割額）

第８条　第２条第４項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.35を乗じて算定する。

第９条の２及び第９条の３　削除

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）

第９条の４　第２条第５項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.29を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額）

第９条の５　第２条第５項の被保険者均等割額は、被保険者１人について1,000円とする。

（18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額）

第９条の６　第２条第５項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者１人について100円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額）

第９条の７　第２条第５項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

（１）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　1,000円

（２）　特定世帯　500円

（３）　特定継続世帯　750円

（徴収の方法）

第11条　国民健康保険税は、普通徴収の方法によって徴収する。

（納期）

第12条　（略）

２　（略）

（納税義務の発生、消滅等に伴う賦課）

第13条　国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第２条第１項の額（第23条の規定による減額が行われた場合には、その減額後の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。）を課する。

２～８　（略）

（納期）

第11条　（略）

２　（略）

（納税義務の発生、消滅等に伴う賦課）

第12条　国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第２条第１項の額（第15条の規定による減額が行われた場合には、その減額後の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。）を課する。

２～８　（略）

（徴収の特例）
第13条　（略）
２　（略）

（徴収の特例に係る税額の修正の申告等）
第14条　前条第１項の規定によって国民健康保険税を賦課した場合において、当該年度分の国民健康保険税額が前年度の国民健康保険税額の２分の１に相当する額に満たないこととなると認められるときは、同項の規定によって国民健康保険税を徴収されることとなる者は、第17条の納税通知書の交付を受けた日から30日以内に村長に前条第１項の規定によって徴収される国民健康保険税額の修正を申し出ることができる。
２　（略）

（国民健康保険税の減額）
第15条　次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第２条第２項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）並びに同条第４項本文の介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）＿＿＿

の号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の５第１項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第３項に規定する公的年金等に係る所得について同条第４項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が２以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア　（略）

イ　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

①　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　20,300円

②　特定世帯　10,150円

③　特定継続世帯　15,225円

ウ　（略）

エ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

①　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　7,700円

②　特定世帯　3,850円

③　特定継続世帯　5,775円

オ　（略）

の号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の５第１項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第３項に規定する公的年金等に係る所得について同条第４項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が２以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア　（略）

イ　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　20,300円

（イ）　特定世帯　10,150円

（ウ）　特定継続世帯　15,225円

ウ　（略）

エ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　7,700円

（イ）　特定世帯　3,850円

（ウ）　特定継続世帯　5,775円

オ　（略）

カ　削除

キ　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　700円

ク　18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額　18歳以上被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　70円

ケ　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　700円

（２）　法第703条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき305,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア　（略）

イ　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

①　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　14,500円

②　特定世帯　7,250円

③　特定継続世帯　10,875円

ウ　（略）

エ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

①　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　5,500円

②　特定世帯　2,750円

③　特定継続世帯　4,125円

オ　（略）

（イ）　特定世帯　350円

（ウ）　特定継続世帯　525円

（２）　法第703条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき31万円　を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア　（略）

イ　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　14,500円

（イ）　特定世帯　7,250円

（ウ）　特定継続世帯　10,875円

ウ　（略）

エ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　5,500円

（イ）　特定世帯　2,750円

（ウ）　特定継続世帯　4,125円

オ　（略）

カ　削除

キ　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　500円

ク　18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額　18歳以上被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　50円

ケ　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　500円

（イ）　特定世帯　250円

（３）　法第703条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき560,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前２号に該当する者を除く。）

ア　（略）

イ　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

①　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　5,800円

②　特定世帯　2,900円

③　特定継続世帯　4,350円

ウ　（略）

エ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

①　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　2,200円

②　特定世帯　1,100円

③　特定継続世帯　1,650円

オ　（略）

（ウ）　特定継続世帯　375円

（３）　法第703条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき57万円　を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前２号に該当する者を除く。）

ア　（略）

イ　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　5,800円

（イ）　特定世帯　2,900円

（ウ）　特定継続世帯　4,350円

ウ　（略）

エ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　2,200円

（イ）　特定世帯　1,100円

（ウ）　特定継続世帯　1,650円

オ　（略）

カ　削除

キ　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　200円

ク　18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額　18歳以上被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　20円

ケ　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　200円

（イ）　特定世帯　100円

（ウ）　特定継続世帯　150円

2　国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に６歳に達する日以後の最初の３月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 （１）・（２）　（略）	2　国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に６歳に達する日以後の最初の３月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 （１）・（２）　（略） **（３）　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児１人について次に定める額** **ア　前項第１号キに規定する金額を減額した世帯　150円** **イ　前項第２号キに規定する金額を減額した世帯　250円** **ウ　前項第３号キに規定する金額を減額した世帯　400円** **エ　アからウまでに掲げる世帯以外の世帯　500円**
3　国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第４項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額**及び**被保険者均等割額（第１項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額**及び**被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 （１）　国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額　当該出産被保険者につき第３条の規定により算定した所得割額の12分の１の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則**第24条の30の５**に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、３月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 （２）　国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　当該出産被保険者につき**第５条**の規定により算定した被保険者均等割額（第１項に規定する金額を減額するものとした場合にあって	3　国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第４項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額**並びに**被保険者均等割額**及び18歳以上被保険者均等割額**（第１項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額**及び18歳以上被保険者均等割額**）は、当該所得割額**並びに**被保険者均等割額**及び18歳以上被保険者均等割額**から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 （１）　国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額　当該出産被保険者につき第３条の規定により算定した所得割額の12分の１の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則**第24条の30の６**に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、３月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 （２）　国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　当該出産被保険者につき**第４条**の規定により算定した被保険者均等割額（第１項に規定する金額を減額するものとした場合にあって

は、その減額後の被保険者均等割額）の12分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

（３）　（略）

（４）　国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　当該出産被保険者につき**第７条の２**の規定により算定した被保険者均等割額（第１項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

（５）・（６）　（略）

は、その減額後の被保険者均等割額）の12分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

（３）　（略）

（４）　国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　当該出産被保険者につき**第７条**の規定により算定した被保険者均等割額（第１項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

（５）・（６）　（略）

（７）　国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額　当該出産被保険者につき第９条の４の規定により算定した所得割額の12分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

（８）　国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額　当該出産被保険者につき第９条の５の規定により算定した被保険者均等割額（第１項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

（９）　国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額　当該出産被保険者につき第９条の６の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第１項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

４　国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の３月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前３項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第15条の２　国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の５の２第２項に規定する特例対象被保険者等をいう。**第16条の２**第１項において同じ。）である場合における第３条及び前条第１項の規定の適用については、第３条第１項中「規定する総所得金額及び」とあるのは「規定する総所得金額及び（**第15条の２**に規定する特例対象被保険者等の総所得金額及びに給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第２項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第２項」とあるのは「法第314条の２第２項」と、前条第１項第１号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額及び（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額及びに給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第２項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第３号において同じ。及び）」とする。

（国民健康保険税に関する申告）

第16条　（略）

（特例対象被保険者等に係る申告）

第16条の２　（略）

２　（略）

（出産被保険者に係る届出）

第16条の３　（略）

２～４　（略）

（国民健康保険税の減免）

第16条の４　村長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、国民健康保険税を減免することができる。

（１）　（略）

（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第23条の２　国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の５の２第２項に規定する特例対象被保険者等をいう。**第24条の２**第１項において同じ。）である場合における第３条及び前条第１項の規定の適用については、第３条第１項中「規定する総所得金額及び」とあるのは「規定する総所得金額及び（**第23条の２**に規定する特例対象被保険者等の総所得金額及びに給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第２項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第２項」とあるのは「法第314条の２第２項」と、前条第１項第１号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額及び（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額及びに給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第２項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第３号において同じ。及び）」とする。

（国民健康保険税に関する申告）

第24条　（略）

（特例対象被保険者等に係る申告）

第24条の２　（略）

２　（略）

（出産被保険者に係る届出）

第24条の３　（略）

２～４　（略）

（国民健康保険税の減免）

第24条の４　村長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、国民健康保険税を減免することができる。

（１）　（略）

（２）　次のいずれにも該当する者の属する世帯の納税義務者

ア　（略）

イ　被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者（当該資格を取得した日において、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による被保険者となった者に限る。）の被扶養者であった者

①　健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による被保険者。ただし、同法第３条第２項の規定による日雇特例被保険者を除く。

②　船員保険法（昭和14年法律第73号）の規定による被保険者

③　国家公務員共済組合法（昭和33年法律第192号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づく共済組合の組合員

④　私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者

⑤　健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者。ただし、同法第３条第２項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第３項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。

（３）　（略）

（国民健康保険税の納税通知書）

第17条　（略）

第18条　（略）

附　則

１　（略）

（病床転換支援金等に係る国民健康保険税の特例）

２　平成25年３月31日までの間、第２条第１項中「後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び」とあるのは、「後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金

（２）　次のいずれにも該当する者の属する世帯の納税義務者

ア　（略）

イ　被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者（当該資格を取得した日において、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による被保険者となった者に限る。）の被扶養者であった者

（ア）　健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による被保険者。ただし、同法第３条第２項の規定による日雇特例被保険者を除く。

（イ）　船員保険法（昭和14年法律第73号）の規定による被保険者

（ウ）　国家公務員共済組合法（昭和33年法律第192号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づく共済組合の組合員

（エ）　私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者

（オ）　健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者。ただし、同法第３条第２項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第３項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。

（３）　（略）

（国民健康保険税の納税通知書）

第25条　（略）

第26条　（略）

附　則

１　（略）

等」という。）及び同法の規定による病床転換支援金等（以下この項において「病床転換支援金等」という。）及び」と、「後期高齢者支援金等の」とあるのは、「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の」とする。	
（適用区分） 3　（略）	（適用区分） 2　（略）
（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例） 4　当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第３項に規定する公的年金等に係る所得について同条第４項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第15条の規定の適用については、同条第１項中「法第703条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の５第１項に規定する総所得金額（所得税法第35条第３項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第２項第１号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。	（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例） 3　当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第３項に規定する公的年金等に係る所得について同条第４項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条第１項中「法第703条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の５第１項に規定する総所得金額（所得税法第35条第３項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第２項第１号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。
	（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例） 4　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の２第５項の配当所得等を有する場合における第３条、第６条、第８条、第９条の４及び第23条の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の２第５項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第２項」とあるのは「法第314条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の２第５項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の２第５項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。
（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例） 5　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第４項の譲渡所得を有する場合における第３条、第６条、第８条及び第15条の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額の合計額から同条第２項」とあ	（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例） 5　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第４項の譲渡所得を有する場合における第３条、第６条、第８条、第９条の４及び第23条の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額の合計額から同条第２項」とあ

るのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第４項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の４第１項若しくは第２項、第34条第１項、第34条の２第１項、第34条３第１項、第35条第１項、第35条の２第１項、第35条の３第１項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第１項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の２第２項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは、「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第４項に規定する長期譲渡所得の金額」と、**第15条第１項中**「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第４項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

６　（略）

（一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

７　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の２第５項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第３条、第６条、第８条**及び第15条**の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の２第５項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第２項」とあるのは「法第314条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の２第５項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、**第15条第１項中**「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の２第５項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

８　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の２の２第５項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第３条、第６条、第８条**及び第15条**の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の２の２第５項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第２項」とあるのは「法第314条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」と

るのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第４項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の４第１項若しくは第２項、第34条第１項、第34条の２第１項、第34条３第１項、第35条第１項、第35条の２第１項、第35条の３第１項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第１項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の２第２項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは、「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第４項に規定する長期譲渡所得の金額」と、**第23条第１項中**「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第４項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

６　（略）

（一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

７　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の２第５項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第３条、第６条、第８条**、第９条の４及び第23条**の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の２第５項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第２項」とあるのは「法第314条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の２第５項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、**第23条第１項中**「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の２第５項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

８　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の２の２第５項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第３条、第６条、第８条**、第９条の４及び第23条**の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の２の２第５項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第２項」とあるのは「法第314条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」と

あるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の２の２第５項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、**第15条第１項中**「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の２の２第５項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

９　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の２第５項の配当所得等を有する場合における第３条、第６条、第８条及び第15条の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の２第５項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第２項」とあるのは「法第314条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の２第５項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第15条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の２第５項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

（先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

10　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の４第４項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第３条、第６条、第８条**及び第15条**の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の４第４項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第２項」とあるのは「法第314条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の４第４項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、**第15条第１項中**「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の４第４項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

11　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の３第５項の事業所得又は雑所得を有する場合における第３条、第６条、第８条**及び第15条**の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の３第５項に規定する土地等に係る

あるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の２の２第５項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、**第23条第１項中**「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の２の２第５項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

（先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

9　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の４第４項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第３条、第６条、第８条**、第９条の４及び第23条**の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の４第４項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第２項」とあるのは「法第314条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の４第４項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、**第23条第１項中**「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の４第４項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

10　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の３第５項の事業所得又は雑所得を有する場合における第３条、第６条、第８条**、第９条の４及び第23条**の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の３第５項に規定する土地等に係る

事業所得等の金額」と、「同条第２項」とあるのは「法第314条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の３第５項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、**第15条第１項中**「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の３第５項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

12　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第８条第２項に規定する特例適用利子等、同法第12条第５項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第２項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第３条、第６条、**第８条及び第15条**第１項の規定の適用については、第３条第１項中「山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第８条第２項（同法第12条第５項及び第16条第２項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下**この条及び第15条**第１項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の２第２項」と、「山林所得金額の合計額（」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、**第15条第１項中**「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

13　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第８条第４項に規定する特例適用配当等、同法第12条第６項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第３項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第３条、第６条、**第８条及び第15条**第１項の規定の適用については、第３条第１項中「山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互

事業所得等の金額」と、「同条第２項」とあるのは「法第314条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の３第５項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、**第23条第１項中**「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の３第５項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

11　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第８条第２項に規定する特例適用利子等、同法第12条第５項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第２項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第３条、第６条、**第８条、第９条の４及び第23条**第１項の規定の適用については、第３条第１項中「山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第８条第２項（同法第12条第５項及び第16条第２項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下**この条及び第23条**第１項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の２第２項」と、「山林所得金額の合計額（」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、**第23条第１項中**「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

12　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第８条第４項に規定する特例適用配当等、同法第12条第６項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第３項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第３条、第６条、**第８条、第９条の４及び第23条**第１項の規定の適用については、第３条第１項中「山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互

主義による所得税等の非課税等に関する法律第８条第４項（同法第12条第６項及び第16条第３項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下**この条及び第15条**第１項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の２第２項」と、「山林所得金額の合計額（」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と**、第15条第１項中**「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

14　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第３条、第６条、第８条**及び第15条**の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の２第２項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等の額」と、**第15条第１項中**「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

15　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第３条の２の２第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第３条、第６条、第８条**及び第15条**の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額の合計額から同条第２項」

主義による所得税等の非課税等に関する法律第８条第４項（同法第12条第６項及び第16条第３項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下**この条及び第23条**第１項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の２第２項」と、「山林所得金額の合計額（」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と**、第23条第１項中**「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

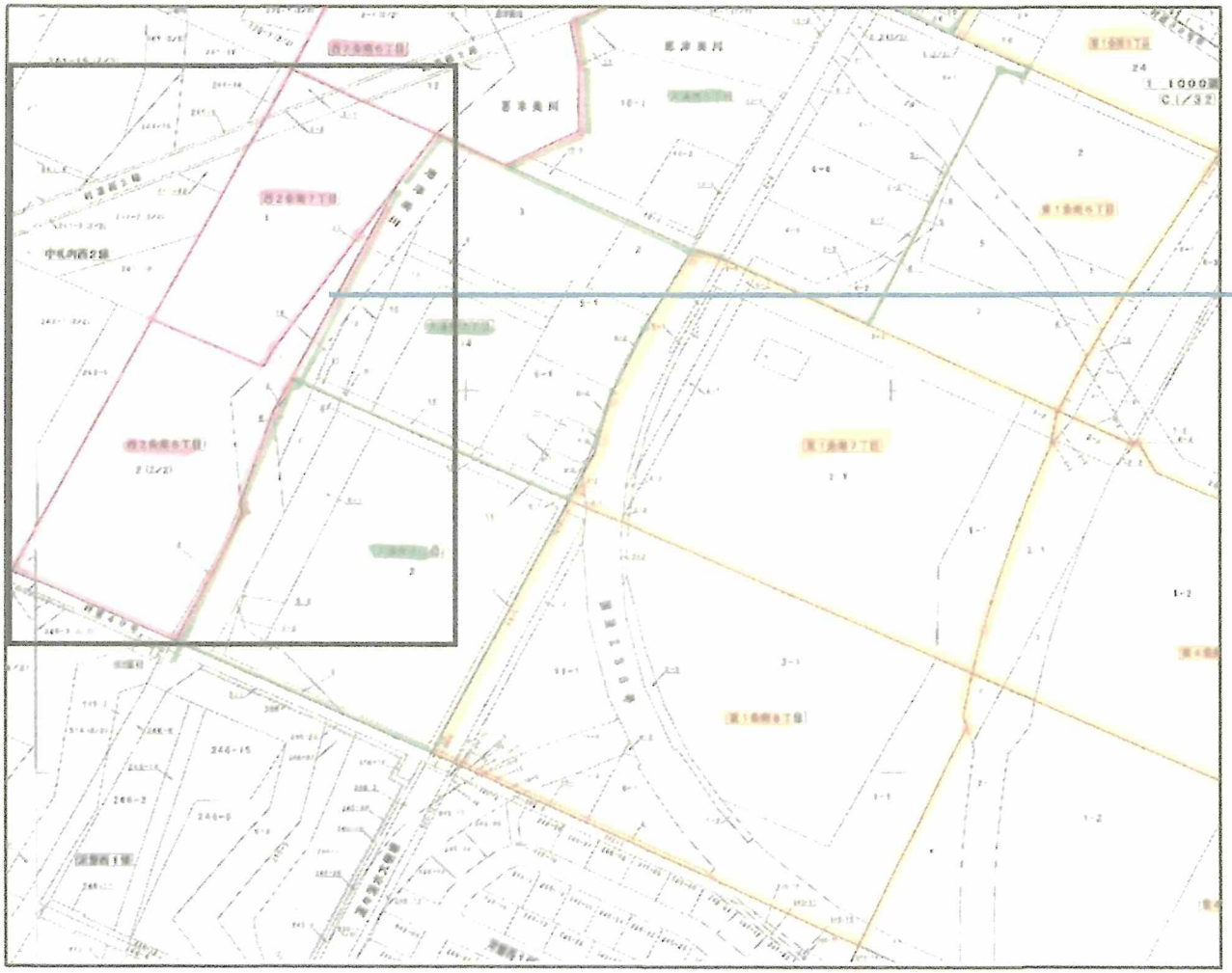
（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

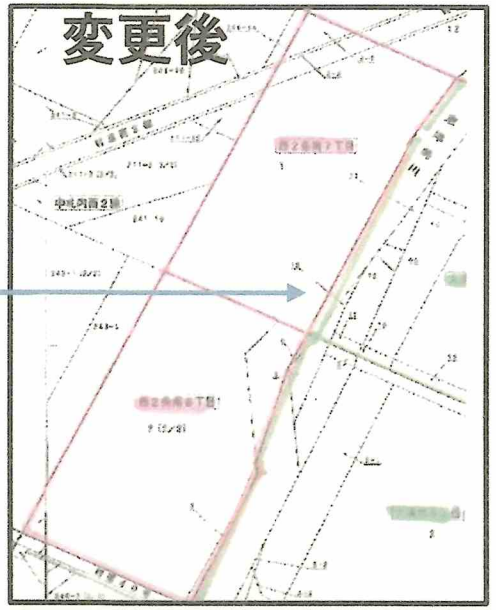
13　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第３条、第６条、第８条**、第９条の４及び第23条**の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の２第２項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等の額」と、**第23条第１項中**「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

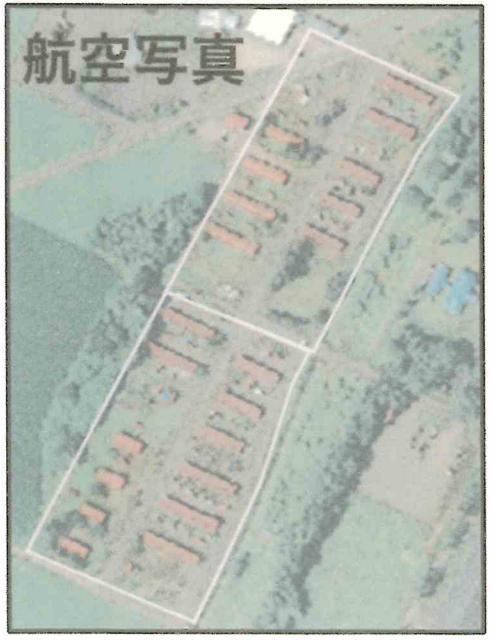
（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

14　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第３条の２の２第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第３条、第６条、第８条**、第９条の４及び第23条**の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額の合計額から同条第２項」

とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第３条の２の２第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の２第２項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第３条の２の２第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第３条の２の２第12項に規定する条約適用配当等の額」と、**第15条第１項中**「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第３条の２の２第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。	とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第３条の２の２第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の２第２項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第３条の２の２第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第３条の２の２第12項に規定する条約適用配当等の額」と、**第23条第１項中**「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第３条の２の２第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。




変更後


航空写真

財産の取得について

議案番号	業務名	取得先	品目	納入期限	取得価格
４８	食缶・食器消毒保管機購入業務	北海道市町村備荒資金組合	食缶・食器消毒保管機 ３台	契約締結の日から令和8年8月11日まで	14,168,000円

（参　考）

指　名　業　者
北沢産業　株式会社　帯広営業所
ホシザキ北海道　株式会社　帯広営業所
株式会社　マルゼン　帯広営業所
株式会社　中西製作所　北海道支店
日本調理機　株式会社　北海道支店

財産の取得について

議案番号	業務名	取得先	品目	納入期限	取得価格
４９	堆肥化処理施設備品購入業務	コマツ道東株式会社 帯広支店	ホイールローダー １台 （コマツＷＡ320－８）	契約締結の日から令和８年11月30日まで	25,300,000円

（参　考）

指　名　業　者
コマツ道東株式会社　帯広支店

ホイルローダ―仕様書

① 機械本体(購入台数　新車1台「コマツWA320-8を指定」)

	スペック	規　格	数　量	単　位
1	エンジン出力(ネット値)	123KW (168PS) 以上	1	台
2	総排気量	6,690cc以上		
3	機械運転質量 (アタッチメント除く)	15,000kg以上		
4	アームヒンジ高さ	4,000mm以上		
5	全長	7,800mm以下		
6	バケット容量	3.0㎥		
7	速度段 (前進・後進)	前進：4段以上／後進：4段以上		
8	集中モニター	故障診断機能付モニターパネル		
9	ステアリング	チルト、テレスコピック機構		
10	安全キャブ	ＲＯＰＳ／ＦＯＰＳ構造、左右乗降可能なこと		
11	排出ガス適合	特定特殊自動車排出ガス２０１４基準適合車		
12	騒音対策	国土交通省指定低騒音型建設機械対応		
13				

② 装備品及び付属品

	装備品及び付属品	構造・機能	数　量	単　位
1	走行時車体振動抑制装置	車速感応式	1	式
2	ワイドコアラジエター	標準より粗目のもの	1	式
3	エアコン	フルオート、外気導入式	1	式
4	スノータイヤ仕様	20.5-25-12PR	1	式
5	遠隔車両管理装置	外部端末(パソコン等)で情報管理可能なもの	1	式
6	バケット仕様	「別紙１」写真の通り補強・追加すること	1	式
7	作業機2本レバー	油圧式、電気式	1	式
8	ラジオ	ＡＭ／ＦＭ／ＡＵＸ	1	式
9	リアガラス熱線入り	タイマー付	1	式
10	サイドミラー熱線入り	タイマー付	1	式
11	バックブザー	キャンセル機能付(自動復帰機能付)	1	式
12	サイクロン式プリクリーナー	エアクリーナー目詰まり低減	1	式
13	リアバックカメラ、モニタ		1	式
14	ロードメーター	製品計量機能 (製品別比重設定：５種)	1	式
15	リアフェンダ仕様	樹脂製	1	式
16	アンチスリップデフ (ASD)		1	式
17	キャブ周辺作業灯	フロント2灯「別紙２」写真の通り追加すること	1	式
		※LED40W以上(1チップ10W以上)/個		
18	エアサスペンションシート	2点式シートベルト、ヒーター付	1	式

※	上記以外の標準装備
※	車両バランスをとること
※	項目13と14は表示画面を同時に視認可能なこと

※自賠責保険料、新規登録料、検査収入印紙、自動車登録票及び中札内村堆肥化処理施設までの運搬費含む

ECONOMY & PRODUCTIVITY



先進のクリーン＆エコノミー設計により高効率作業を実現

さらに進化した2モータ方式［電子制御HST］や、油圧システム・走行システム・エンジンを最適にコントロールする先進の協調制御システム［コマツ スマートローダロジック］の採用により、生産性と燃費性能の両方で高いレベルを達成しました。

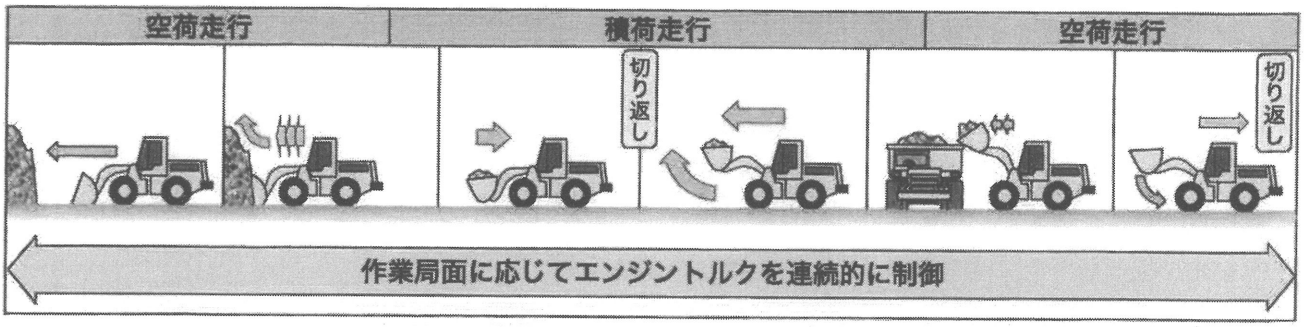
燃料消費量 当社従来機比

3%低減（時間あたり）

※上記はWA320-7比社内テスト値です。（Vシェープ時）
実際の作業では、作業内容により上記以下になる場合があります。

●コマツ スマートローダロジック 標準

作業負荷に応じ最適なエンジントルクを発生させることで燃費効率の向上を実現する、エンジン制御システム「コマツ スマートローダロジック」を採用。車体の各所に配置されたセンサからの情報により、車両自身が作業に必要なエンジン出力を最適に自動制御。これにより、オペレータは作業に集中できます。また、電子制御HSTポンプのトルク可変制御により、燃費効率の良いエンジン中速域で運転が可能。ハーフスロットルでも十分に通常作業が行えるため、生産性と経済性のより高い次元での両立に貢献します。



コマツトラクションコントロールシステムの「Auto」ポジションを初期値に設定。これにより、掘削作業時の負荷に応じ、HSTポンプ、モータおよびエンジンを制御することにより最適な駆動力が自動的に得られ、燃費効率および燃費の向上を図ることができます。



財産の取得について

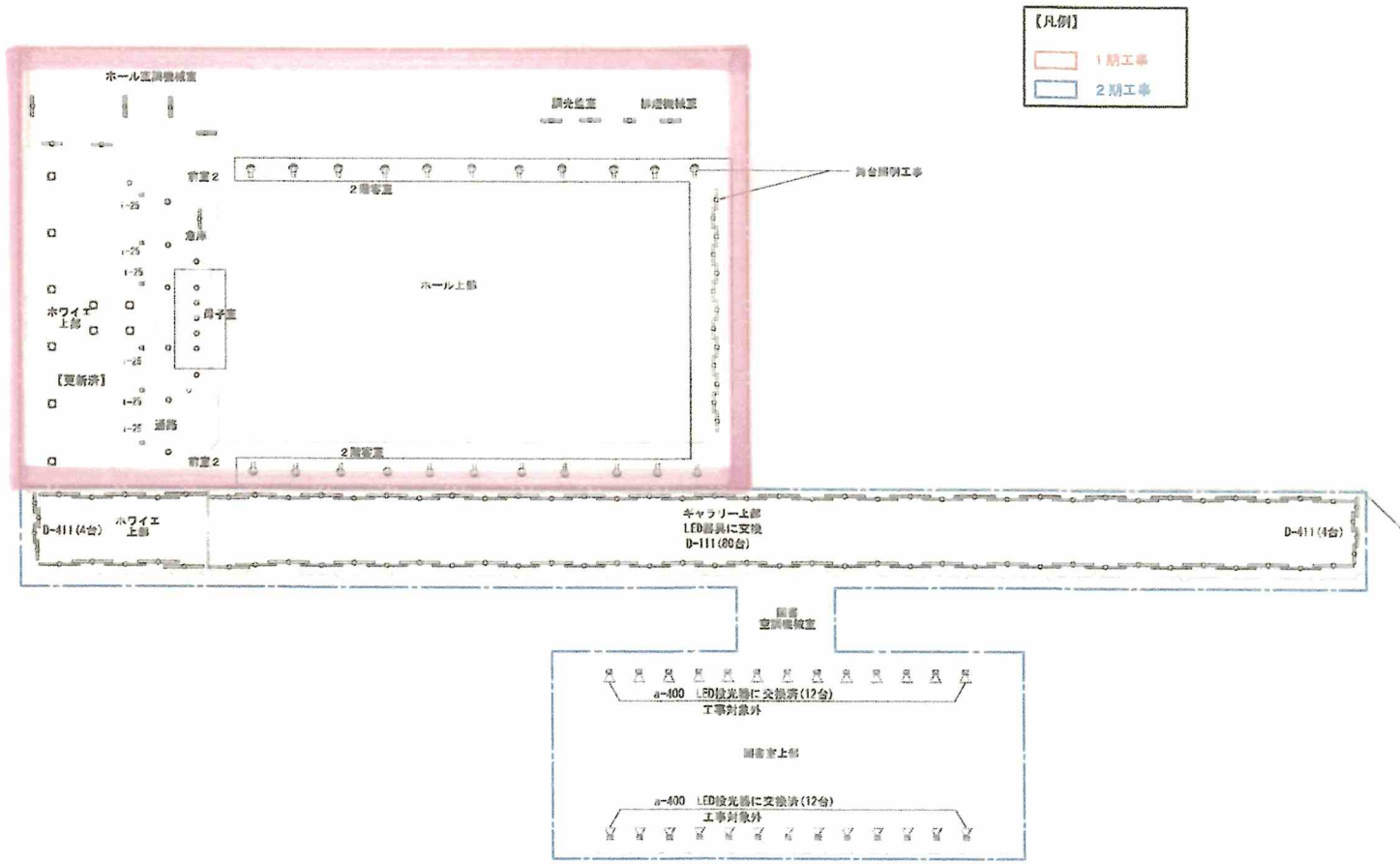
議案番号	業務名	取得先	品目	納入期限	取得価格
５０	通学用自動車（スクールバス）購入業務	東北海道いすゞ自動車株式会社 帯広支店	車両本体１台（平成28年度排出ガス規制適合車クーラー付、乗車定員40人以上45人未満、総排気量5,000㍑未満、220馬力以上、ディーゼルエンジン車）	契約締結の日から令和９年９月30日まで	27,500,000円

（参　考）

指　名　業　者
東北海道いすゞ自動車株式会社　帯広支店

工事請負契約の締結について

議案番号	工事名	指名業者名	工事の概要	工　期
５１	文化創造センター舞台照明設備他改修工事	双栄・相互 経常建設協同企業体 大昭電気工業　株式会社 株式会社　北口電器商会 株式会社　樋口電機工業 川岸電設　株式会社 株式会社　振興電気	舞台照明設備改修 一般照明設備（ホール関係諸室）改修	契約締結の日から令和９年３月 24 日まで



特記事項

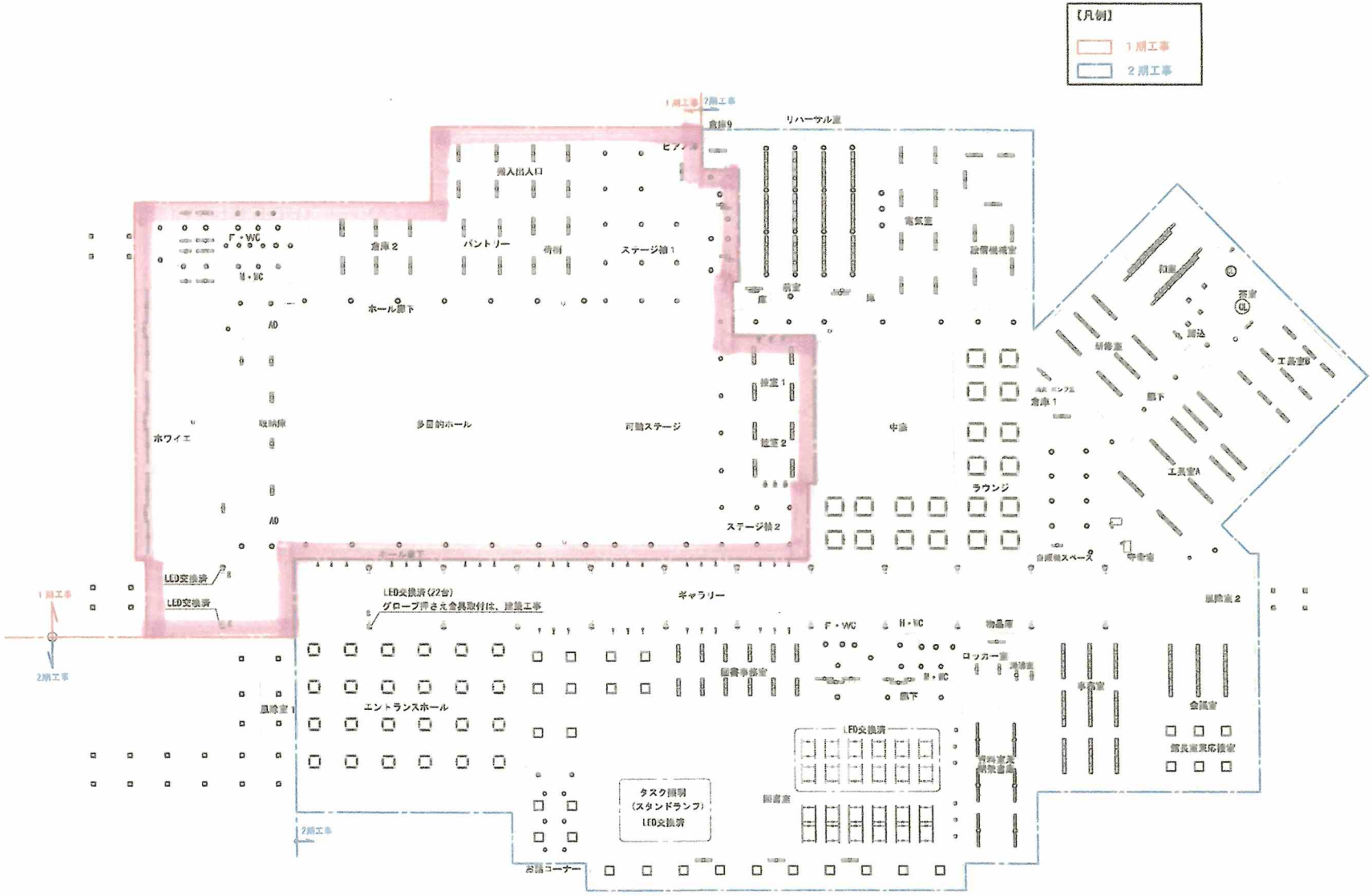
Mori 株式会社 電明建築設計室
札幌市中央区北4条西4丁目1
TEL (011)-222-1122
一級建築士事務所 北海道知事登録第1362号
一級建築士 第158671号 森 竜子

工事名	平成29年 文化創造センター電気設備改修工事	設計図	検図	担当	製図	
図名	2階照明配置図	縮尺	日付	2018年1月	図番号	E — 05



特記事項

株式会社 森電設 電気建築設計室	工事名	中札内村 文化創造センター電気設備改修工事	設計図	機関		日本	製図	
一級建築士事務所（1）第5136号 一級建築士第156671号 森 篤子	図名	3階照明配置図	縮尺	A-1/50	発行	2025年 1月	図番号	E — 06


【凡例】
1期工事
2期工事
1期工事
2期工事
倉庫9
リハーサル室
搬入出入口
ピアノ
F・WC
M・WC
倉庫2
バントリー
奈落
ステージ袖1
電気室
設備機械室
ホール廊下
AD
楽屋
楽屋
楽屋